

学校給食費に ついての Q&A

～保護者のみなさまへ～

令和7年4月 時点



ホームページにも
掲載しています



総社市教育委員会 教育総務課

電 話 0866-92-8353 FAX 0866-92-8397
メールアドレス ed-soumu@city.soja.okayama.jp

【目 次】

○学校給食費の制度について

1 公会計化について

- Q 1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？
- Q 1-2 何のために公会計化するのですか？

○学校給食費について

2 学校給食費について

- Q 2-1 学校給食費は何に使われているのですか？
- Q 2-2 1年間の学校給食費はいくらですか？
- Q 2-3 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

3 学校給食費の調整について

- Q 3-1 学校給食費の調整とは何ですか？
- Q 3-2 学校で給食を食べなかったら、すぐ調整してもらえるのですか？
- Q 3-3 どのような場合に学校給食費を調整してもらえますか？

4 学校徴収金について

- Q 4-1 学校徴収金とは何ですか？
- Q 4-2 学校徴収金も総社市に支払うことになるのですか？

○学校給食費の支払いについて

5 学校給食費の支払いについて

- Q 5-1 学校給食費の支払方法はどのようになりますか？
- Q 5-2 学校給食費の支払い方法は、必ず口座振替にしないといけませんか？
- Q 5-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？
- Q 5-4 口座振替にするにはどのような手続きが必要ですか？
- Q 5-5 納期限はいつですか？
- Q 5-6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなりますか？
- Q 5-7 納付書での支払いはどこでできますか？
- Q 5-8 8月は給食がないのに、なぜ学校給食費を払うのですか？
- Q 5-9 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

6 口座振替に使用する口座について

- Q 6-1 どの金融機関で口座振替できますか？
- Q 6-2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？
- Q 6-3 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？
- Q 6-4 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？
- Q 6-5 きょうだい全員が同じ口座を利用しても大丈夫ですか？
- Q 6-6 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか？

7 学校給食費の納付相談について

Q 7-1 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

Q 7-2 家族の入院等により予定外の出費があり、一時的に給食費の支払いが困難です。どうすればよいですか？

8 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて

Q 8-1 就学援助とは何ですか？

Q 8-2 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

Q 8-3 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

9 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて

Q 9-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

Q 9-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

10 学校給食費の滞納について

Q 10-1 学校給食費を滞納している家庭はどうなりますか？

Q 10-2 児童手当からの充当とは何ですか？

Q 10-3 それでも給食費を滞納している場合はどうなりますか？

○手続きについて

11 手続き（必要書類）について

Q 11-1 いつ、どのような手続きが必要ですか？

12 学校給食申込書について

Q 12-1 「総社市学校給食申込書」は、どこに提出すればいいですか？

Q 12-2 「総社市学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？

Q 12-3 きょうだいがいますが、「総社市学校給食申込書」は、それぞれ提出が必要ですか？

Q 12-4 子どもに食物アレルギーがあります。学校給食の一部又は全部を停止する場合、「総社市学校給食申込書」は、どこに○をつければいいですか？

13 総社市 市税等口座振替依頼書について

Q 13-1 「総社市市税等口座振替依頼書」は、どこに行けばもらえますか？

Q 13-2 「総社市市税等口座振替依頼書」は、どこに提出すればいいですか？

Q 13-3 「総社市市税等口座振替依頼書」を提出したら、すぐに口座振替できますか？

Q 13-4 口座振替の手続きについて、中学校を卒業する時に、解約や停止の手続きは必要ですか？

14 総社市学校給食（停止・再開）届について

Q 14-1 「総社市学校給食（停止・再開）届」は、どのようなときに提出する必要がありますか？

Q 14-2 「総社市学校給食（停止・再開）届」を提出するときに気をつけることはありますか？

Q 14-3 学校を長期欠席するため、「総社市学校給食（停止・再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

15 総社市学校給食申込変更届について

Q15-1 「総社市学校給食申込変更届」は、どのようなときに提出する必要がありますか？

Q15-2 「総社市学校給食申込変更届」は、いつどこに提出するのですか？

○学校給食費の制度について

1 公会計化について

Q1-1 学校給食費の公会計化とは何ですか？

A1-1 保護者の皆さまからお支払いいただく学校給食費を総社市の会計に入れ(歳入),購入した学校給食の食材費を総社市の会計から支払う(歳出)ことです。
令和3年度までは,保護者の皆さまから学校に支払われた学校給食費が,学校給食センターに支払われ,学校給食の食材購入に充てられていました。(私会計)

Q1-2 何のために公会計化しているのですか？

A1-2 学校給食費の公会計化により次の効果が期待されますので,公会計化を実施しています。

- ① 学校現場の負担が軽減され,教職員の子どもたちと向き合う時間が増えます。
 - ・本来の教育活動に専念できるなど
- ② 保護者の利便性が向上します。
 - ・口座振替ができる金融機関の増加,口座振替手数料の総社市負担など
- ③ 学校給食を子どもたちに安定的に提供することができます。
 - ・効率的,効果的な食材調達による安定した運営など
- ④ 給食費会計の透明性や公平性の確保につながります。
 - ・市の予算への組み入れによる管理体制の強化,未納または督促等に対する市の一体的対策など

○学校給食費について

2 学校給食費について

Q2-1 学校給食費は何に使われているのですか？

A2-1 給食の食材購入に使用します。給食を作るために必要な人件費や光熱費,施設の修理費などは総社市が負担しています。

Q2-2 1年間の学校給食費はいくらですか？

A2-2 1年間の学校給食費は,年間給食実施回数に1食当たりの単価をかけて算出します。1食当たりの単価と第1期(5月末日)~第10期(2月末日)にお支払いいただく金額(定額)は,条例で次のように決められています。第11期(3月末日)は,第10期(2月末日)までにお支払いいただいた金額により,調整した金額をお支払いいただきます。今後,単価等を改定することがあれば,事前に保護者の皆様にお知らせします。

●単価等

学校区分	1食当たりの単価 (実際の保護者負担額)	月額(定額)
小学校 義務教育学校1-6	320円 (320円)	5,500円 (5,500円)
中学校 義務教育学校7-9	380円 (0円)	6,500円 (0円)

※疾病又は食物アレルギーなどにより給食の一部または全部を受けられない場合には、単価の調整を行います。

※令和6年4月1日から(義務教育学校7-9年生を含む)中学生の学校給食費が無償化されました。

●納期及び納期限

納期		第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
納期限		5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末
納付額	小学校 義務教育学校1-6	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500	5,500
	中学校 義務教育学校7-9	0	0	0	0	0	0
納期		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期	
納期限		11月末	12月25日	1月末	2月末	3月末	
納付額	小学校 義務教育学校1-6	5,500	5,500	5,500	5,500	調整額	
	中学校 義務教育学校7-9	0	0	0	0	調整額	

※末日及び12月25日が、土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

【支払いの例】小学生で年間給食実施回数190回の場合

	第1期(5月)～第10期(2月)	第11期(3月)	年間納付額
学校給食費	5,500円×10期=55,000円	5,800円	320円×190回 =60,800円

$$\begin{aligned}
 & (1\text{食当たりの単価}) \times (\text{年間実施回数}) = (\text{年間納付額}) \\
 & 320\text{円} \times 190\text{回} = 60,800\text{円} \\
 & (\text{年間納付額}) - (\text{第1期～第10期までの支払い金額}) = (\text{第11期の納付額}) \\
 & 60,800\text{円} - (5,500\text{円} \times 10\text{期}) = 5,800\text{円}
 \end{aligned}$$

Q2-3 学校給食費をいくら払うのか、お知らせはありますか？

A2-3 毎年5月頃に、お子さま1人ずつの「給食費徴収額通知書」をお配りする予定です。お支払いいただく1年間の学校給食費の予定額や納期限(口座振替日)などが書いてありますので、ご確認をお願いします。
また、調整額については、精算事務の都合上、別途の通知を行いませんので、御容赦ください。

3 学校給食費の調整について

Q3-1 第11期の調整額とは何ですか？

A3-1 1年間の学校給食費（年間納付額）は、学校給食の実施回数により決まります。調整額とは、年間納付額と第10期（2月末日）までの支払い金額を比較した差額のことです。この差額を第11期（3月末日）に調整額として徴収または返金します。年度の途中で転校をする場合も、転校日までに、お支払いいただいた学校給食費と実際の学校給食の回数を比較して調整を行います。

Q3-2 学校で給食を食べなかったら、すぐ調整してもらえるのですか？

A3-2 事前に食材の発注をする必要から、急な発熱やけがで学校を休む場合などは、調整の対象にならない場合があります。ご理解をお願いします。

Q3-3 どのような場合に学校給食費を調整してもらえますか？

A3-3 学校給食費の調整については、次のとおりです。

調整の対象	調整の条件
病気などで連続して5日以上（学校給食費を実施しない日を除く）欠席する旨を、学校給食の停止を希望する日の5日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに届け出た場合	「総社市学校給食（停止・再開）届」を学校に提出して、5日後（土・日・祝日・年末年始を除く）の学校給食費から調整 ※「総社市学校給食（停止・再開）届」の提出が必要です。
食物アレルギーなどが原因で、年間を通した給食内容を変更する場合（牛乳を停止、牛乳以外の主食・副食を停止、全部停止）	
年度の途中で、総社市外の学校に転出する場合	
気象警報発令、感染防止対策などにより学校が臨時休業、学年・学級閉鎖となった場合	学校給食の停止が臨時休業、学年・学級閉鎖をする 前日の午前中に決定された場合
災害等により学校給食の提供ができなかった場合	学校給食を提供できない期間全体を減額

4 学校徴収金について

Q4-1 学校徴収金とは何ですか？

A4-1 学用品費、修学旅行費、校外活動費、学校行事費などの、学校に直接お支払いいただく費用のことです。

Q4-2 学校徴収金も総社市に支払うことになるのですか？

A4-2 学校徴収金は、学校ごとに種類や集める時期、金額などが違うため、これまでどおり学校からのお知らせに基づいて、学校で集金を行います。

○学校給食費の支払いについて

5 学校給食費の支払いについて

Q5-1 学校給食費の支払方法はどのようになりますか？

A5-1 払い忘れを防ぐためや、お支払いの手間を省くために口座振替をお勧めしています。

Q5-2 学校給食費の支払い方法は、必ず口座振替にしないといけませんか？

A5-2 総社市からお送りする納付書を利用して、金融機関の窓口、コンビニエンスストアなどでお支払いいただけます。また、スマートフォン決済アプリを利用してお支払い、クレジットカードによるお支払いも可能です。

※納付書によるお支払いは、納期限が過ぎたもの、金額の訂正をされたもの、バーコードの線がはっきりしていないもの、汚れている等の理由でお支払いができない場合があります。

※クレジットカードによるお支払いは、別途手数料をご負担いただきますのでご注意ください。

Q5-3 口座振替にした場合、振替手数料はかかりますか？

A5-3 口座振替の手数料は総社市が負担しますので、保護者の皆様の負担はありません。

Q5-4 口座振替にするにはどのような手続きが必要ですか？

A5-4 「総社市市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印のうえ、振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。提出する際には、通帳、金融機関届出印、身元を確認できるもの（運転免許証等）をお持ちください。口座振替対象金融機関は次のとおりです。

口座振替対象金融機関

①吉備信用金庫 ②中国銀行 ③百十四銀行 ④トマト銀行 ⑤中国労働金庫 ⑥晴れの国岡山農業協同組合 ⑦ゆうちょ銀行

Q5-5 納期限はいつですか？

A5-5 5月から翌年3月までの毎月末日（12月は25日）です。ただし、末日（12月25日）が土・日・祝日の場合は、金融機関の翌営業日になります。

Q5-6 残高不足により、口座振替ができなかったらどうなりますか？

A5-6 再振替はありません。総社市から口座振替不能通知を送付しますので、その納付書でお支払いください。

Q5-7 納付書での支払いはどこでできますか？

A5-7 金融機関の窓口、コンビニエンスストアなどでお支払いができます。また、スマートフォン決済アプリを利用してお支払い、クレジットカードによるお支払いも可能です。金融機関、コンビニエンスストア等の詳細な納付場所等については、お送りさせていただく納付書に記載されております。

※納期限が過ぎたもの、金額の訂正をされたもの、バーコードの線がはっきりしていないもの、汚れているもの、口座振替不能通知については、バーコード決済によるお支払いができません。

Q5-8 8月は給食がないのに、なぜ学校給食費を払うのですか？

A5-8 1年間の学校給食費を、第1期(5月)から第11期(3月)の11回で分割してお支払いいただくため、8月も学校給食費をお支払いいただくようになります。ご理解をお願いします。

Q5-9 学校に直接、学校給食費のお金を持って行ってもいいですか？

A5-9 学校では、学校給食費のお預かりはできません。申し訳ありませんが、金融機関の窓口、コンビニエンスストア(納期限内のものに限る)等でお支払いください。また、納付書をなくされた場合は再度納付書をお送りしますので、教育委員会教育総務課に連絡してください。

6 口座振替に使用する口座について

Q6-1 どの金融機関で口座振替できますか？

A6-1 利用できる金融機関は次のとおりです。

口座振替対象金融機関

①吉備信用金庫 ②中国銀行 ③百十四銀行 ④トマト銀行 ⑤中国労働金庫 ⑥晴れの国岡山農業協同組合 ⑦ゆうちょ銀行

Q6-2 登録する口座は、保護者以外の名義の口座でも大丈夫ですか？

A6-2 大丈夫です。ただし、給食費に還付が発生した場合、委任状が必要となり、口座振込申出書の記入が必要になりますので、**申込と同一の保護者名義を推奨**します。

保護者以外の名義を希望する場合は、「総社市市税等口座振替依頼書」の「依頼者(納税通知書等記載者)」の欄に保護者の方のお名前と印鑑(認印で大丈夫です。)の記入・押印を、「口座名義人」の欄に口座名義人のお名前と金融機関届出印を記入・押印してください。

Q6-3 学校徴収金の引き落とし口座と違う口座を登録しても大丈夫ですか？

A6-3 大丈夫です。

Q6-4 学校徴収金の引き落とし口座と同じ口座を登録しても大丈夫ですか？

A6-4 大丈夫です。ただし、同じ口座の利用を希望する場合でも、それぞれ手続きが必要です。給食費については、「総社市市税等口座振替依頼書」を金融機関の窓口へ提出いただきますようお願いいたします。

Q6-5 きょうだい全員が同じ口座を利用しても大丈夫ですか？

A6-5 きょうだい全員について同じ口座での利用をお勧めします。残高不足にならないようご注意ください。

Q6-6 一度登録した口座を変更したいのですが、どうしたらいいですか

A6-6 「総社市市税等口座振替依頼書」を変更したい金融機関の窓口へ提出してください。また、変更前の口座振替依頼書については廃止手続きをしていただくようになりますので、変更前の金融機関の窓口へ「総社市市税等口座振替依頼書」の廃止に○をつけて提出してください。口座変更の手続きが完了するまで時間を要するため、変更前の口座の残高不足や閉鎖等を理由に口座振替ができなかった場合、納付書によりお支払いいただくことがありますので、ご注意ください。

「総社市市税等口座振替依頼書」は各学校のほか、教育委員会窓口、各金融機関窓口にもあります。

7 学校給食費の納付相談について

Q7-1 経済的に学校給食費の支払いが困難です。どうしたらいいですか？

A7-1 申請により就学援助の認定を受けられる場合があります。就学援助の認定を受けた場合、学校給食費や学校徴収金の一部を総社市から援助します。お子さまが通う学校、または教育委員会教育総務課にご相談ください。

Q7-2 家族の入院等により予定外の出費があり、一時的に給食費の支払いが困難です。どうすればよいですか？

A7-2 お早めに教育委員会教育総務課にご相談ください。

就学援助の詳細はこちら

8 就学援助を受けている場合の学校給食の支払いについて



Q8-1 就学援助とは何ですか？

A8-1 市内小・中学校に通学又は市外小・中学校に通う市内在住等のお子さまの保護者の方に対し、経済的な理由で就学に援助が必要な場合、審査のうえ、就学に必要な費用の一部を扶助する制度です。詳しくは教育委員会教育総務課までお問い合わせください。

Q8-2 就学援助が認定されるまでは、学校給食費は支払わなければなりませんか？

A8-2 認定されるまでは、学校給食費のお支払いが必要です。なお、就学援助がさかのぼって認定された場合、すでにお支払いいただいた学校給食費は、就学援助費として保護者の方に支給します。（申請の時期により、認定の翌月もお支払いをお願いすることがあります。）

Q8-3 就学援助に認定された場合、学校給食費の支払いはどのようになりますか？

A8-3 就学援助の認定を受けている世帯の学校給食費については、就学援助費から総社市に充当されますので、認定以後は、学校給食費を納付する必要はありません（代理納付）。ただし、就学援助の申請中で、まだ認定通知が来ない場合は、認定通知が到着するまでの間（申請の時期により、認定の翌月も一時的に納付をお願いすることがあります。）、就学援助が停止または廃止となった場合などは、学校給食費をお支払いいただく必要があります。

9 生活保護費受給世帯の学校給食費の支払いについて

Q9-1 生活保護費を受給していますが、学校給食費の支払いはどうなりますか？

A9-1 学校給食費分の生活保護費は、総社市に充当されますので、学校給食費をお支払いいただく必要はありません。

Q9-2 生活保護を受ける前の学校給食費はどのようになりますか？

A9-2 生活保護を受ける前の学校給食費については、保護者の方の負担となります。また、受給していた生活保護費が停止または廃止となった場合なども保護者の方の負担となります。ただし、生活保護費が停止または廃止となっているが、就学援助に認定となっている場合は、就学援助費から給食費を総社市に充当します。

10 学校給食費の滞納について

Q10-1 学校給食費を滞納している家庭はどうなりますか？

A10-1 納期限までにお支払いが確認できない場合は、督促状や催告書をお送りし、自主的にお支払いいただくようお願いします。自主的なお支払いが難しい場合には、児童手当からの充当を行うように勧奨します。

Q10-2 児童手当からの充当とは何ですか？

A10-2 児童手当は、総社市から保護者の方に支給するものですが、未納の学校給食費がある場合は、保護者の方からの申し出があれば、滞納している学校給食費分の金額を、児童手当から支払う（児童手当から学校給食費分の金額を引いた額を保護者の方に支給することになります。）ことができます。これを児童手当からの充当といいます。

Q10-3 それでも給食費を滞納している場合はどうなりますか？

A10-3 児童手当からの充当などに同意がいただけない場合や、総社市からの連絡に応じていただけない場合は、法的措置等の対処をさせていただきます場合があります。

○手続きについて

11 手続き（必要書類）について

Q11-1 いつ、どのような手続きが必要ですか？

A11-1 手続きが必要な時期、必要書類について、主なものは次のとおりです。各種書類は学校又は教育委員会教育総務課にありますのでお問い合わせください。「総社市市税等口座振替依頼書」以外の書類は、総社市のホームページから印刷することもできます。

時期	必要書類
総社市の小学校に入学するとき	○総社市学校給食申込書
他市の学校から総社市立学校（小・中）に転入するとき	○総社市市税等口座振替依頼書
連続して5日以上（学校給食費を実施しない日を除く）以上欠席するとき	○総社市学校給食（停止・再開）届
食物アレルギーなどが原因で、年間を通した給食内容を変更するとき	
市外の学校に転校するとき	
市内の学校に転校するとき	○総社市学校給食申込変更届
住所や氏名が変更になるとき	

12 学校給食申込書について

Q12-1 「総社市学校給食申込書」は、どこに提出すればいいですか？

A12-1 現在通われている学校へ提出してください。新小学校1年生は、入学予定先の学校へ提出してください。

Q12-2 「総社市学校給食申込書」は、毎年提出しなければいけませんか？

A12-2 毎年提出する必要はありません。1回提出していただくと、中学校卒業または市外の学校へ転校するまで有効です。

Q12-3 きょうだいがありますが、「総社市学校給食申込書」は、それぞれ提出が必要ですか？

A12-3 必要です。お子さま1人につき1枚提出をお願いします。

Q12-4 子どもに食物アレルギーがあります。学校給食の一部又は全部を停止する場合、「総社市学校給食申込書」は、どこに○をつければいいですか？

A12-4 給食の対応方法によって次のようにしてください。また、「総社市学校給食申込書」とは別に「総社市学校給食(停止・再開)届」等の提出が必要となります。

対応方法	記入の仕方
年間を通して牛乳を飲まない(主食・副食は食べる)。	「1 牛乳を停止(主食・副食のみ)」に○をつけてください。
年間を通して主食・副食を食べない(牛乳は飲む)。	「2 主食・副食を停止(牛乳のみ)」に○をつけてください。
年間を通して給食を食べない(主食・副食も牛乳もなし)。	「3 全部停止(給食なし)」に○をつけてください。
献立によって除去対応する必要がある	○をつける必要はありません。(減額はありせん)

13 総社市 市税等口座振替依頼書について

Q13-1 「総社市市税等口座振替依頼書」は、どこに行けばもらえますか？

A13-1 各学校のほか、教育委員会窓口、各金融機関窓口にもあります。

Q13-2 「総社市市税等口座振替依頼書」は、どこに提出すればいいですか？

A13-2 振替を希望する金融機関の窓口へ提出してください。お子さま1人につき1枚提出をお願いします。提出する際には、通帳、金融機関届出印および身元を確認できるもの(運転免許証等)をお持ちください。

Q13-3 「総社市市税等口座振替依頼書」を提出したら、すぐに口座振替できますか？

A13-3 毎月20日までに提出されますと、原則として翌月末から、21日以降の場合は、翌々月末から振替ができるようになります。

Q13-4 口座振替の手続きについて、中学校を卒業する時に、解約や停止の手続きは必要ですか？

A13-4 中学校を卒業すれば、学校給食費の請求はなくなりますので、引き落とされる心配はありません。特に手続きは必要ありません。

14 総社市学校給食（停止・再開）届について

Q14-1 「総社市学校給食（停止・再開）届」は、どのようなときに提出する必要がありますか？

A14-1 A11-1 を参照してください

Q14-2 「総社市学校給食（停止・再開）届」はいつまでに、どこに提出すればいいですか？

A14-2 停止・再開しようとする日の5日前（土・日・祝日・年末年始を除く）までに学校へ提出してください。

ただし、市外への転出の場合は、清算処理が必要となりますので、転出日が確定した時点で速やかな届出をお願いします。

Q14-3 学校を長期欠席するため、「総社市学校給食（停止・再開）届」を提出していましたが、予定より早く学校へ行けそうです。どうすればいいですか？

A14-3 改めて「総社市学校給食（停止・再開）届」を提出していただくときに学校へご相談ください。学校に提出していただいた日から5日後に学校給食再開となりますので、それまでに登校する場合、学校給食が用意できないことがあります。

15 総社市学校給食申込変更届について

Q15-1 「総社市学校給食申込変更届」は、どのようなときに提出する必要がありますか？

A15-1 主に次の場合です。

- ① 住所・氏名・保護者等が変更になる場合
- ② 総社市内の転校により学校が変更になる場合
- ③ その他、「総社市学校給食申込書」の内容が変更になる場合

Q15-2 「総社市学校給食申込変更届」は、いつまでに、どこに提出すればいいですか？

A15-2 変更があり次第、速やかに学校に提出してください。

申請用紙などの
ダウンロードはこちら



このQ&Aは、令和7年4月時点の内容で作成されています。最新の情報は、総社市教育委員会教育総務課までお問い合わせいただくか、総社市（教育総務課）のホームページに掲載していますのでご確認ください。

総社市教育委員会 教育総務課

電話 0866-92-8353 FAX 0866-92-8397 メールアドレス ed-soumu@city.soja.okayama.jp